

## 生産緑地地区の指定について

### 1 概要

生産緑地法第3条に定める生産緑地地区の指定について、必要な事項を定めた「多摩市生産緑地地区指定基準」を平成30年7月改正した。このことにより、生産緑地地区の指定要件等が変わったことを報告する。

### 2 経過

#### (1) 多摩市生産緑地地区指定基準の制定

都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定について必要な事項（指定要件等）を定めた「多摩市生産緑地地区指定基準」を平成17年9月に定めた。

#### (2) 生産緑地法の改正

生産緑地法の一部改正を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行により（平成29年6月15日施行）、生産緑地法が規定する、生産緑地地区に定めることができる下限面積「500㎡以上」を、条例を制定することにより「300㎡以上」まで引下げることができるようになった。

#### (3) 都市計画運用指針の改正

平成29年6月15日の改正により、生産緑地地区に定めることができる「一団のものの区域」の運用が緩和され、また、生産緑地地区の「再指定」が可能になった。

##### ① 「一団のものの区域」

改正前：「一団のものの区域」は物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域としていた。

改正後：「物理的に一体的な地形的まとまり」を有していない場合でも、同一の街区または隣接する街区に複数の農地等がある場合、一団の農地等として生産緑地地区を定めることが可能になった。この場合、一団の農地等を構成する個々の農地等の面積は100㎡程度を下限とすることが望ましいとしている。

##### ② 「再指定」

改正前：農地法の規定による農地転用の届出が行われているものは、生産緑地地区に指定することは望ましくないとしていた。

改正後：改正前の考えを基本とするが、届出後の状況の変化により、現に再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合には、生産緑地地区に指定することも可能になった。

(4) 下限面積の引き下げに係る条例の制定

平成29年12月25日に「多摩市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」を制定し、多摩市における生産緑地地区に定めることができる下限面積を「300㎡以上」とした。

(5) 多摩市農業委員会からの要望

平成29年 6月 生産緑地地区の下限面積の引き下げについての要望

平成30年 1月 「一団のものの区域」及び「再指定」への対応についての要望

(6) 多摩市生産緑地地区指定基準の改正

平成30年 4月 下限面積の改正 「500㎡以上」⇒「300㎡以上」

平成30年 7月 「一団のものの区域」及び「再指定」の改正

3 多摩市生産緑地地区指定基準の改正内容（平成30年7月1日改正）

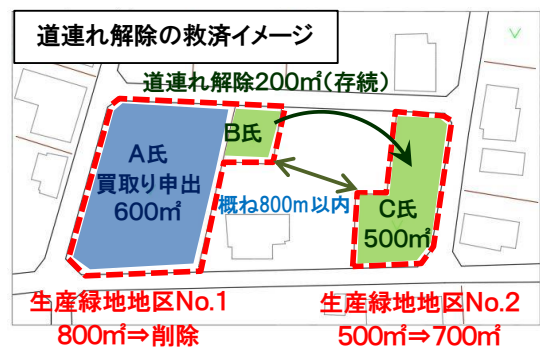
(1) 一団のものの区域

物理的に一体的な地形的まとまりを有していない場合でも、次の2つの条件のいずれにも該当する複数の農地等は、これら農地が一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合には、「一団のものの区域」にあるものとする。

< 2つの条件 >

○ 1の農地等の面積が概ね100㎡以上のもの

○ 最も隣接する農地等の距離が概ね800m以内に存するもの



(2) 再指定

これまでどおり再指定しないものとするが、届出後の状況の変化により、現に再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合には、生産緑地地区に指定できるものとする。

4 多摩市生産緑地地区指定基準の改正後の動き及び予定

平成30年 9月 今回の指定基準改正後、最初の生産緑地地区の追加指定の申請受付

11月 都市計画審議会協議会（追加指定・削除の報告）

平成31年 2月 都市計画審議会（追加指定・削除の審議）⇒都市計画変更の告示

8月 都市計画審議会協議会（追加指定・削除の報告）※申請受付の時期未定

11月 都市計画審議会（追加指定・削除の審議）⇒都市計画変更の告示